

【札幌市、札幌コンサートホール Kitara】

ヒアリング票

1. 劇場、音楽堂等の運営方針の明確化とそれに沿った事業の実施について

(1) 劇場、音楽堂等の運営にあたっては、運営方針(※)を明確化し、それに沿って事業を実施することが望ましいと考えますが、貴劇場においては運営方針をどのように定め、どのような内容で取り組まれていますか。また、その運営方針をどのような方法で県民や市民に伝えていますか(例:ワークショップの開催など)。

※「運営方針」とは、例えば、世界に優れた日本の芸術作品を発信する拠点とすることや、全ての市民が日常的に実演芸術に触れられる機会を提供すること、子どもたちに本物の文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供することなどといった、各劇場、音楽堂等の目指すべき方向性や理念、使命を定めたものであって、事業計画等のベースとなる運営についての基本的考え方を指します(運営方針とあわせて、事業計画等の現物もご提供ください)。

【札幌市】

下記、条例や計画を策定し本市の文化振興を実施している。また、当該条例及び計画については、冊子の作成や市役所ホームページに掲載し市民への周知を図っている。

1 札幌市文化芸術振興条例

文化芸術を楽しむ環境をつくり、本市の魅力を高める目的として、平成19年4月1日から札幌市文化芸術振興条例を施行。

2 札幌市文化芸術基本計画

札幌市文化芸術振興条例に基づき、平成21年に文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための指針として、札幌市文化芸術基本計画を策定。(計画対象期間は平成21年度～25年度)

【ホール】

1 ホール運営方針

当ホールでは、「札幌市文化芸術振興条例」、「札幌市文化芸術基本計画」に基づき、次の運営方針を定めている。

(1) 「優れた音楽を鑑賞できる機会を提供する」

- ・音楽専用ホールならではの優れた音響特性を生かし、札幌にいながらにして、世界レベルの高度で幅広いジャンルの音楽芸術を鑑賞する機会を広く市民に提供する。

(2) 「札幌独自の音楽財産を生かし、市民に身近な音楽文化の普及振興を図る」

- ・青少年が音楽文化に親しめるような事業を実施するとともに、地元音楽家・音楽

団体の起用、地元音楽大学と連携した事業を展開することにより、未来の音楽愛好者・音楽家を育成する。

- ・大ホールのパイプオルガンを積極的に活用し、新しいオルガン文化の創造を図る。

(3) 「市民に親しまれるホールの運営を行う」

- ・貸館については、公の施設としての公平性を確保しながら、利用者の声を最大限取り入れた柔軟な対応に努め、快適で使いやすいホールの運営を行う。
- ・演奏会を心ゆくまで楽しんでいただくために、レセプション（案内係）をはじめとする専門スタッフが、良質なサービスでお客様をお迎えする体制を整えます。

(4) 「的確な施設の管理を行い、利用者に快適で安全な環境を提供する」

- ・利用者にホールを最良の状態を提供するため、施設の機能を最大限発揮させるような施設の維持管理を行う。
- ・出演者や観客が心地よく音楽を楽しむことができるよう、清潔で快適な施設環境の維持に努める。
- ・様々な非常事態に対応できるように危機管理体制を整え、利用者の安全確保に努める。

2 主催事業の実施方針

運営方針(1)(2)に基づき、主催事業では「芸術文化の環境の創造」「芸術文化の普及・振興」の2本の柱により、様々な音楽ジャンルにわたり鑑賞・セミナー・体験講座等を年間40～50事業程度、実施している。

(1) 「芸術文化の環境の創造」

- ・音楽専用ホールならではの音響特性を生かし、海外・日本のトップクラスの演奏家による高度な演奏技術を鑑賞する機会を提供するとともに、音楽による国際交流を推進し、札幌独自の芸術文化の環境を創造する。

(2) 「芸術文化の普及・振興」

- ・開館以来取り組んできた札幌の貴重な音楽財産を活用する事業、青少年・未来の音楽家の育成事業を継続し、札幌独自の音楽文化を築き上げる事業として積極的に取り組むとともに、世界的に評価の高い大ホールのパイプオルガンを積極的に活用し、新しいオルガン文化の創造を図る。

* 参考資料→札幌市文化行政振興条例、札幌市文化・芸術基本計画

* 事業計画の現物→事業体系、企画専門委員会資料

(2) 劇場、音楽堂等における運営方針の明確化を促進するにあたり、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

特にありません。

2. 専門的な能力を有する人材の養成及び確保（配置）について

【専門人材の配置】

(1) 劇場、音楽堂等が十分に機能を発揮するためには、それぞれの設置目的や事業等に応じて、専門的な能力を有する人材（専門人材）を確保することが重要であると考えますが、現在、貴劇場にはどのような専門人材が配置されていますか。

【ホール】

- 1 事業係（企画、制作、広報担当） /
音楽ホール勤務経験者、財団他事業部企画制作経験者、音楽大学卒業者、音楽留学経験者、マスコミ関係勤務経験者等を採用または配置。
- 2 営業係（チケットセンター、売店等サービス対応） / チーフスタッフとして、航空会社の客室乗務員指導担当経験者を採用。
- 3 業務係（レジデントオルガニスト対応） / 語学力を有するプロパー職員を配置
- 4 レセプションист、舞台スタッフ / 舞台専門業者を委託

(2) 現在、貴劇場において、専門人材の配置に関し、工夫されていることがあれば、記載してください。（採用形態、任期、専門分野、人材の発掘等）

【ホール】

- 1 正職員（事業係） / 平成23年度音楽専門職を公募し、24年度より1名採用。
- 2 契約職員（事業係） / 音楽に精通している者を採用（5年契約）
- 3 外部人材の活用（事業係） / 企画専門委員、事業プロデュース
ホールにすべての分野の専門職を配置することは事実上困難であるため、外部プロデューサー的立場で事業企画等を依頼し（現代音楽コンサートの企画実施等）市内の音楽家を積極的に活用し、協力体制を構築している。

(3) 現在、貴劇場が抱えている課題を解決するために必要な専門人材はどのようなものだと考えますか。（複数回答可）

（例：地域のニーズ把握のため→地域文化コーディネーター、
公演の企画（買取）のため→アートマネジメント人材、
劇場経営のため→外部資金獲得担当の人材 等）

【ホール】

質が高く、特色ある事業展開のため、事業企画・実施を担うアートマネジメント人材は不可欠であるが、さらに地域を牽引するホールとして充実を図るため必要な専門人材として

- ・ 海外のホール等との事業拡大のため→海外に人脈を有する専門アドバイザー
- ・ ホール経営のため→外部資金獲得担当の人材
- ・ 顧客開発とホール事業PRならびに活動紹介のため→マーケティング、広報専門の人材
- ・ 青少年を中心とした教育プログラム企画のため→専任マネジメントの人材
等が望まれる。

(4) 劇場、音楽堂等の規模や文化芸術分野に応じ、必要となる専門人材に違いがあると考えますか。具体的にお答えください。

【ホール】

札幌コンサートホールを運営する札幌市芸術文化財団は、他の事業部（美術館、工芸工房、ダンス・演劇等上演の多目的ホール）を有しており、それぞれの文化芸術分野において専門職を採用している（学芸員、工房指導員、舞台技術職員等）。

事業・予算規模によって採用できる人数の違いはあるが、優れた事業制作や運営を行うためには、事業と管理部門における専門人材（エキスパート）は、どのような規模、分野であっても必要と考える。また、求められる人材やスキルは、施設の規模や予算、ニーズ、施設の主たる事業内容（鑑賞かワークショップなのか等）によって様々に異なる。

※例/招聘公演を交渉・実施するプロデューサー、オペラや演劇等作品創造を支える制作スタッフ、地元でアウトリーチを実施するためのコーディネーター等

(5) 現在、貴劇場において、専門人材の養成に関し、取り組んでいることがあれば、記載してください。貴劇場のスタッフの養成だけでなく、外部（他の劇場のスタッフ等）に対する研修等を行っている場合には、それについても記載してください。

【ホール】

全国6館のコンサートホールの事業担当職員で実務者レベルでのネットワーク

- を組織し、年2回の情報交換会を行い、相互の運営のノウハウを学ぶ機会を設けている。また、同会議において職員を相互派遣する実務研修制度を検討中。
- 2 文化庁、全国公立文化施設協議会、地域創造等の外郭団体の主催するアートマネジメント研修会等に職員を積極的に参加させ、スキルアップを図っている。
 - 3 財団職員を(財)地域創造へ2年間派遣。(過去には札幌市も職員を派遣)
 - 4 地元の北海道教育大学アートマネジメント専攻学生を対象に、事業実施を通じた実務体験の場の提供や施設・事業に関する説明会を実施している。

(6) 専門的な能力を有する人材の養成及び確保(配置)について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

【ホール】

将来的に専門人材の資格化について検討すべきである。また、専門人材については現職の職員のうち、ある一定の期間専門業務に従事し著しい成果や実績のある者についても専門職として登用することができるような配慮が必要。

【大学等の教育機関との連携関連】

(1) 貴劇場の運営に当たって、大学等の教育機関と連携している取組はありますか。ある場合にはその状況及び課題、今後の進め方等(メリット・デメリットを含む)について記載してください。

【ホール】

1 地元大学との連携事業

音楽学科を有する札幌大谷大学、北海道教育大学と連携し、大学の推薦による新人演奏会(サマーコンサート)の実施、リスト音楽院セミナー(オープン以来開催)の公開レッスンを札幌大谷大学で実施(学生の単位認定授業の一つとして実施)。

2 海外音楽大学との連携

毎年ヨーロッパから招聘する若手オルガニスト選定のため、オープン以来パリトリヨンの高等音楽院との連携体制を継続。優秀なオルガニストの招聘は当ホールの特色ある主催事業であるオルガン事業を支え、また若いオルガニストにとっても得難い海外での演奏活動の機会となっている。

また、オープン以来の継続事業「リスト音楽院セミナー」では、ハンガリー・リスト音楽院との協定により、教授によるピアノ、チェロ等のセミナーを実施。最優秀受講生のハンガリーの音楽祭への派遣や学院へのパートタイム入学試験の導入など、日本人学生の世界への窓口のひとつとなっている。

3 札幌市、教育委員会との連携事業

Kitaraファーストコンサート(市内小学六年生全員に無料でオーケストラの演奏を鑑賞する機会を提供する)の実施。

4 中学校・高等学校の連携事業

中学生による吹奏楽・合唱の合同演奏会の実施、クリスマスオルガンコンサートに高等学校合唱団出演(いずれも当ホール専属オルガニストと共演)

5 小学校との連携事業

演奏家を学校に派遣するアウトリーチコンサートの実施。

【課題と今後の展開】

メリットとしては、対象者が限定されるため目的や要望に沿った内容を企画することができ、音楽家・愛好者の育成にも効果が高いことから、今後も積極的に連携を行い、特に大学の講義に関わる取組は進めていく予定。課題は収益性が期待できないため、継続のために公的資金が不可欠である点。また、連携事業終了後の参加者のフォロー(リピーター)も課題のひとつであるが、双方のメリットを活かし、連携による方法を検討したい。

(2) このほか、大学等の教育機関との連携に係る取組で、今後新たに考えられるものがあれば記載してください。

【ホール】

- 1 大学と連携し、専属オルガニストによる音楽専攻学生に対するオルガンレッスン(単位認定授業)の実施
- 2 小中学校への専属オルガニストのアウトリーチコンサート

(3) 大学の教育機関との連携について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

大学は、地域の劇場・音楽堂と積極的に連携し、実演家育成と地域への芸術文化の普及活動に努める

3. 教育普及活動(鑑賞者拡大、地域住民の参画、事業の広報、子どもへの機会の提供等)の促進について

(1) 劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育普及活動(鑑賞者拡大、地域住民の参画、事業の広報、子どもへの機会の提供等)の実施に努めることが重要ですが、貴劇場において、

教育普及活動について取り組んでいることはありますか。また、今後、どのような教育普及活動が必要だと考えますか。

【ホール】

1 【鑑賞者拡大の取組、広報活動】

(1) 「Kitaraあ・ら・かると（3日間の音楽祭）」の開催

低料金で3才児から入場可能なコンサートなど、地元演奏家を活用した様々なジャンルのコンサート、エントランスホールでの無料コンサート、多彩なワークショップ（世界の民族楽器の体験演奏等）を実施し、地域住民が気軽に来場・参加・鑑賞できるイベントを5月連休期間中に開催している。地域町内会と連携し、地域密着型広報体制を構築している。

(2) 低廉で気軽に来場できるワンコイン(500円)コンサートの実施。

(3) 観光客誘致のために、観光タクシー運転手を主催事業に招待し、広報活動の一環としている。

2 【子どもの参加・鑑賞機会提供、促進】

(1) 「Kitaraファースト・コンサート」、「オルガンアドベンチャー」をはじめとする様々な楽器による子ども向け演奏会の開催。

(2) 主催事業の小中高校生・学生席の設定。

《今後の取組》

(1) 子どもへの教育普及の一環として、市立学校教諭を主催事業に招待し鑑賞体験を子どもに伝えてもらう取り組みを札幌市、教育委員会との連携により今年度から開始。

(2) 小・中学校へオルガンを用いたアウトリーチ企画を今年度から試行。

(2) 貴劇場において、教育普及活動を行うに当たっての課題があれば、記載してください。

【ホール】

1 教育機関の理解と共同企画者としての関わりと協力が必要。

2 教育普及活動には手間と時間がかかるため、人材確保が必要。

3 収益が期待できないため、予算の確保が必要。

4 特に教育機関との連携にあたっては該当機関との人脈を持つ人材が必要。

(3) 劇場、音楽堂等は、個人の年齢や性別、個人を取り巻く社会的状況等に関係なく、全ての国民に開かれた場であることが重要ですが、貴劇場を通して、障害のある方やご高齢の方などに文化芸術に親しむ機会を提供する工夫をしている場合には、記載してください。(例：各施設での訪問コンサートの開催など)

【ホール】

1 事業について

低廉な価格（ワンコイン500円）で誰もが来やすいコンサートや、高齢の方でも安心して来場できるランチタイムのコンサートを年間6～10本実施。

障害者、高齢の方を対象とする訪問型のコンサートは他事業部の取り組みをもとに検討中。

2 管理について

障害のある方や高齢の方が安心して来場できるよう車椅子の貸出、ルートの確保、専用席やオストメイトトイレの設置などハード面の充実を図るとともに介助が必要な方への職員のサービスにも努めている。

(4) 教育普及活動について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

【ホール】

学校が、音楽、美術、ダンスなどの授業実施のために、地域の芸術文化施設をハードやソフトに限らず積極的に活用すること。(これまでアウトリーチなどの実施については、殆どが芸術文化施設や実演家からの一方的な働きかけから行われているが、これにより、より積極的な双方間の交流ができ、学校内だけでは実現不可能な内容の体験を企画、実施することができる。)

4. 複数の劇場、音楽堂等の連携（共同制作、巡回公演、定期的情報交換等）の促進について

(1) 劇場、音楽堂等が他の劇場、音楽堂等や文化芸術団体等とネットワークを構築し、これを活用することは、劇場、音楽堂等の運営に当たり、多様な活動を行うための有効な方策のひとつですが、貴劇場において、他の劇場、音楽堂等や実演芸術団体等とのネットワークや連携に係る取組（フランチャイズ、レジデンス、芸術提携等）がありますか。ある場合にはその状況及び課題、今後の進め方等（メリット・デメリットを含む）について記載してください。また、ない場合には、他の劇場、音楽堂等や実演芸術団体等とネッ

トワークの構築や連携に係る取組を実施することにメリットを感じるかなどのお考えを記載してください。

【ホール】下記1～4の取組を現在行っており、多少のデメリットはあっても有益な点が多いことから、今後も積極的に連携の可能性を探っていく予定である。

- 1 (前出) レジデントオルガニスト制度実施のためのフランス・パリ高等音楽院、セミナー実施に係るハンガリー・リスト音楽院との連携協力体制
- 2 コンサートホール間のネットワークによる共同招聘、共同企画事業の実施（主に海外アーティスト）
 - ・メリット；各ホールが、著名ではないが優れたアーティストを発掘し、廉価で公演が実施可能、プログラミングに融通が利く等。
 - ・デメリット；各館地域により希望するアーティスト等が異なり調整が必要。
- 3 市内音楽団体（札幌音楽家協議会、オペラ団体）との共同制作事業を実施。
 - ・メリット；地元演奏家の幅広い登用が可能、共同企画を通じ地元音楽家のニーズや市民の要望を採り入れる事が可能。
 - ・デメリット；すべての要望を採り入れることが難しい点。
- 4 財団の他事業部とそれぞれの分野の特色を生かし共同事業を実施。（ミュージアムコンサート等）今後さらに充実を図る予定。

《今後の検討課題》課題のひとつとして、例えばオペラの共同制作がある。全国の主要館より提案があるが、上演希望演目、出演団体、予算規模等など差異があり、経費の面からも検討項目が多い。

(2) 貴劇場において、巡回公演や共同公演を行っていますか。行っている場合にはその状況及び課題、今後の進め方等（メリット・デメリットを含む）を記載してください。

【ホール】

- 1 専属オルガニストの道外、道内ホールや教会への派遣
 - ・メリット/ヨーロッパからのレジデンスのため、派遣先には低廉な価格でヨーロッパのオルガン音楽を紹介でき、ホールのPRを行うことができる点。
- 2 当ホールが結成したKitaraホール・カルテット（札幌交響楽団首席4名）による北海道内の市町村公演の実施
 - ・メリット/演奏者の知名度により、地方でも比較的難解なプログラムでも公演が実現するため、弦楽四重奏の普及、当ホールのPRを行うことができるほか、新たなホール間のネットワークが構築できる点。
 - ・デメリット（課題）/北海道内の市町村の場合、予算規模が極端に少ないため、地方自治体等の補助金がなければ実施できない例が多い。

- 3 海外独自招聘アーティストの全国公演を実施。
 - ・メリット/エージェントを通さないため、廉価で提供が可能。

(3) 貴劇場において、巡回公演や共同公演を行うに当たり、支障となっている事項を記載してください。

【ホール】

- 1 オペラ等規模の大きいものについては公的補助金がなければ実施が不可能。
- 2 遠隔地であるため、中央からの招聘の旅費宿泊費が高額となる。(日帰りが困難、冬期間は前泊が必要など)

(4) 国立劇場又は新国立劇場との連携について、具体的な提案があれば記載してください。(例：企画制作のノウハウ、舞台技術等)

【ホール】

- 1 新国立劇場のオペラ公演を地方で公演可能な形式(ステージオペラ形式あるいは簡略した舞台装置による演出)に再構築し、各拠点ホールで廉価で上演できるようなパッケージ・システムの構築
- 2 新国立劇場の演出家や舞台技術専門家の派遣を受け、地方の主要ホールの制作スタッフや実演家が作品づくりを通して研修できる制度の構築。

(5) 他の劇場、音楽堂等、実演芸術団体等との連携(共同制作、巡回公演、定期的情報交換等)の促進について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

【ホール】

- 1 国立劇場は、国民が地域の別なく優れた作品を鑑賞できる機会を得るよう、地方の劇場・音楽堂と連携し、その実現に努める使命がある。また先進的な制作手法や実演技術について地方の劇場・音楽堂の職員や実演家が学ぶ機会を得られるよう努めなくてはならない。
- 2 劇場・音楽堂は定期的に情報交換し、連携して各地での巡回公演等を実施し、優れた芸術家を発掘し作品を地域に紹介する義務がある。

5. 調査研究機能の向上について

(1) 貴劇場において、劇場、音楽堂等のより円滑な運営、機能の向上等に関し、どのような調査研究を行っていますか。また、今後、どのような調査研究を行うべきと考えますか。(例：今までに実施された公演の調査分析等)

【ホール】

- 1 市民のニーズを幅広く採り入れた事業を実施するため、主催公演のアンケートの分析を行っている。
- 2 主催事業のプログラム、価格、広報手法の充実を図るため、終了事業を分析し参考としている。
- 3 コンサートホール間のネットワークを活用し、広報や事業実施の手法について他館の取組を積極的に学んでいる。
- 4 事業企画等に必要のCD、楽譜、書籍等の資料収集
《今後必要な調査研究》地域の文化施設の専門情報発信の役割を果たすための調査委研究を行うべきと考える。例えば、所蔵する専門的資料や実施事業のアーカイブを集積・公開し、地域住民が文化芸術により深く親しみ、鑑賞等の一助となる機会を提供するなど。

(2) 調査研究機能の向上について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

【ホール】

- 1 大学等研究機関は、劇場・音楽堂からの調査研究の要請に応じ、互に協力しあい優れた分析を行い、地域住民にその成果を還元する体制を構築する役割を担っている。

6. 劇場、音楽堂等の経営の安定化について

(1) 貴劇場において、劇場、音楽堂等の安定的な経営を行うために、どのような取組を行っていますか。

【札幌市】

当該施設は指定管理者制度を導入しているが、選定にあたっては、施設の安定的な経営も鑑み、下記の理由により非公募とし、(財)札幌市芸術文化財団を選定している。

- ① 多様な音楽文化振興事業を実施するには、専門的な知識や経験、幅広いネットワークを有する人材を保有する組織が必要である。
- ② 管理運営には、長期的な視野に立った継続的な事業運営や人材育成、ノウハウの蓄積が必要である。

③ 施設を活用して、本市の文化施策を一体となつて行う必要がある。

【ホール】

事業係／安定した事業実施のため、文化庁をはじめとする外的資金や企業からの協賛金の獲得に積極的に取り組んでいる

業務係／施設貸出による利用料金収入の増収を図るため、小ホール直前利用割引などの料金割引制度の導入や利用促進のための営業活動に取り組んでいる。

財団／信頼される組織経営のため、外部会計士による監査体制、顧問弁護士制度の導入を実施している。

(2) 劇場、音楽堂等の経営の安定化について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

【ホール】

指定管理者制度について地方公共団体の適切な運用を促進する事項

7. 劇場、音楽堂等の安全管理の向上について

(1) 貴劇場において、劇場、音楽堂等の安全管理について、どのような取組をしていますか。(例：定期的な避難訓練の実施、危機管理マニュアルの作成等) また、安全管理についてどのような点が不十分だと考えますか。

【ホール】

1 従前より年2回実施している避難訓練のうち、1回を避難訓練コンサートしてホールに観客がいる状況で実施している。公演中に地震・火災が生じたとして観客・演奏者を迅速に安全に避難する方法について全職員で訓練。

2 危機管理マニュアルの作成。

《安全管理における不十分な点》

- ・予算の限界があり、十分な施設修繕、備品補填などが迅速に行えない場合がある
- ・災害発生時の出演者、来場者に対する対応の基準や帰宅困難者の収容のための準備（水、食料、毛布等の緊急備蓄品）に関する方針が不十分。

(2) 劇場、音楽堂等の安全管理の向上について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

【ホール】

国及び劇場・音楽堂の設置者は、施設の定期的なメンテナンスを行い、来場者の安全を確保するための義務がある。

8. 要望や苦情等への対応向上について

(1) 貴劇場において、劇場、音楽堂等の運営に関する要望や苦情対応のために取り組んでいることはありますか。

【ホール】

- 1 市民の意見を集約し、解決策を都度検討するため、エントランスホール内に意見箱を設置。
- 2 幅広い市民層から直接意見を聴く機会を得るため、地域住民や地元音楽関係者から成る施設運営協議会を設置、年4回程度実施している。
- 3 主催事業や運営に関し、専門的見地から主催事業や運営等について意見やアドバイスをもらうため、地元音楽専門家等による企画専門員会を設置し、年3回程度会議を開催している。
- 4 さまざまな苦情やお客様の要望に適切に対応するため、クレーム対応研修を職員に受講させている。

(2) 要望や苦情対応への対応向上について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

特にありません

(以下、地方公共団体、指定管理者のみ)

9. 事業評価における定量的評価と定性的評価とのバランス

(1) 毎年、指定管理に係る評価や施設の管理に係る評価等を行っていると思いますが、その際どのような評価項目を設けられていますか。定量的評価と定性的評価のバランスについて工夫されていることはありますか。

【札幌市】

1 指定管理の評価に関しては、施設設置目的等の達成度や指定管理者制度の趣旨の実現状況を測るため、下記の項目について三段階評価を実施している。項目に沿って、定量的及び定性的な評価を行っており、バランスについては特に考慮していない。

- ① 業務の要求水準達成度（統括管理（財務管理、運営会議等）、施設・設備の維持管理、事業の計画・実施、施設利用（利用件数、入場者数等）、付随業務（広報業務）
- ② 自主事業（売店、レストラン等の運営）
- ③ 利用者満足度（アンケート結果）
- ④ 収支状況

(2) どのような評価項目を設ければ、運営の実態をより適切に反映した評価が可能になると考えますか。

【札幌市】

事業の評価に関しては、鑑賞者数という定量的評価ではなく、事業の質が高低を判定する項目があればより多角的に評価できると考えるが、当該評価項目の選定は難しい状況である。

【ホール】

- ・数字のみにならず、事業の意義、効果などについて、外部の専門家による事業実施調査を行い、論じた評価を項目に加える。
- ・意欲的、先進的な試み等としてマスコミや専門誌などでとりあげられたものについて、第三者からの評価として項目に加える。
- ・アウトリーチ先等、特に教育普及事業について、連携先から集約した評価や感想を加える。

(3) 事業評価について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

劇場・音楽堂の事業評価は、経費削減や入場者数等の数値のみにならず、専門家による事業内容の客観的かつ専門的分析と調査等をあわせ、総合的に行われるべきである。

10. 事業の質の向上につながる指定管理者制度の運用(地方公共団体の姿勢、指定管理期間の設定、地方公共団体と指定管理者との意思疎通)

(1) 指定管理者制度の運用に関し、指定管理者の選定及び指定管理者による運営(指定管理期間の設定等)について、どのような工夫をしていますか。

【札幌市】

●指定管理者の選定について

- ・ 指定管理者の選定においては、施設の設置目的、制度趣旨に沿った募集方法をとることとしており、当該施設が「一定期間毎に公募することで、当該施設の設置目的又は制度目的の達成に支障が生じる施設」、「包括的に管理権限を委任することから、本市が一定の関与を行う団体でなければ、当該施設の設置目的又は制度目的の達成に仕様が生じる施設」、「その他、公募による指定によっては、施設の設置目的の実現、制度の趣旨である「効率性の確保」「住民サービスの維持・向上」が図れないと判断される施設」のいずれかに該当する場合は、非公募による選定を実施している。
- ・ 選定基準として、5つの基準(1市民の平等利用確保、2施設の効用発揮、3安定経営能力、4経費の節減、5その他)を定め、かつ、総合採点方式による採点を実施し、バランスの良い管理運営能力を求め、そこを判定することとしている。なお、非公募選定においても、以上の当該5基準により、指定管理者としての適格性を判断している。
- ・ 指定管理期間は、定期的な見直しが必要であること、一方で、ノウハウの蓄積や投下投資の回収等も考慮して、原則4年とし、その単位で、指定管理者の更新をおこなっている。

●指定管理者による運営について

- ・ 定期的または随時の業務検査や財務検査の実施により、適切な運営が担保されているかをチェックするほか、指定管理者と市、場合によっては利用者代表等関係者によって構成される運営協議会の定期的な開催を義務づけ、市と指定管理者間の情報共有を図り、課題の解決等に繋げるとともに、利用者の声を適切に吸い上げ、施設運営に役立てている。また、指定管理者に利用者アンケートの実施とその結果の公表を義務付けし、よりよい施設運営に役立てている。

(2) 指定管理者制度の運用について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

特にありません

以上